

ヤ民族のもつた最古のものを見る事は許されない。例へば、Spartaiが Perioikoi 並びに Heilos に對する關係は、最早自由平等なりし部族生活の原型ではない。それは既に嚴然たる貴族的階級として現はれて居るではないか。吾々はむしろ

Arkadia の高原の如き、乃至は Akarnania Aetolia, Iokris, Phokis などに於いて、より原始的な簡單にして自由なる牧人の生活農民の生活を見出すであらう。(一九二六、二、二六)

江戸幕府の禁書政策(中)

文學士 中村喜代三

C 享保の弛禁

八代將軍吉宗は、學術の愛好者であつた。殊に天文曆法に興味を有し、寄合建部賢弘を顧問として、和漢の曆書は勿論、阿蘭の説迄も廣く研究した。加之自身種々の天文器具をも製作した程であつたが、享保の初頃、當時一般に使用されて居た貞享曆に疑問を抱き、天文方澁川春海の弟子猪飼某に質問したけれども、要領を得なかつた。そこ

で更に賢弘に問ふた所、賢弘も明白な答辯が出来なかつたらしく、彼は京都の中根條右衛門玄圭を推舉した。所が玄圭の意見が、甚だ吉宗の意に適合つたと見えて、其の頃支那から輸入された曆算全書の和譯を玄圭に命じた。聽て譯本が出来上つた時に、玄圭は此の書は別に原本があつて、それから抄録して作つたものであるから、其の原本を見ない以上、一篇の本意を明瞭に解釋し難いと言上した。早速命令が長崎奉行に下つた結果、果して

曆算全書の原本たる西洋曆經が舶載され、玄圭は之によつて律襲曆を編纂して奉つた。西洋曆經は其の題名が禍して、從來輸入の出来なかつたものである。かうした事が、玄圭の學術的精神に衝動を與へたものと見えて、彼は吉宗に次の如き建議をしたと傳へられて居る。

本邦には、耶蘇宗を厳しく禁じ玉ふにより、天主または李瑪竇なごの文字ある書は、こころく長崎にて燒捨るおきてなれば、曆學のたよりをさする書甚だ乏し、

本邦の曆學を精微にいたらしめんこの御旨ならば、まづこの嚴禁をゆるべ玉ふべし。^(一)

惟ふに享保五年幕府が、輸入漢書の弛禁令を斷行するに至つたのは、吉宗の好學心と玄圭の建言とが、相投合した結果と見るが穩當であらう。

享保五年の弛禁の内容は、「向後者噂迄ニ而、勸法ニ不拘書之分者、御用物者勿論、世間致流布不苦」といふのであつた。^(二) 即ち耶蘇教布教を目的と

しない以上、單に風評名目たるに過ぎぬものは、殆ど凡て禁を解いたのである。其の精神に於ては寛永の時と大差は無い。唯異なる所は、彼にあつては教化の書以外に、耶蘇教徒の著作三十二種を禁じたが爲に、玉石併せて放棄するの弊を免れなかつたが、享保に於ては甄別を正し、此後は大體に於て純粹の耶蘇教書のみを禁じ、寛永の禁書中に於ても、さうでないものは其の輸入を許したのである。

享保の弛禁の結果、従前の禁書中、如何なる書籍が許可せられたかに就ては、好書故事、五月兩抄以下、諸書の記載が極めて不完全である。僅に御制禁書籍譯書丈が、我等に委細の消息を語つて呉れる。譯書に據ると、寛永の禁書三十二種の中では、

職方外記 測量法義 測量法義異同

簡平儀記 天問略 勾股義

幾何原本 交友論 泰西水法

渾蓋通窓圖說 圓容較義 同文算指前編通編

以上十二種

貞享以後の十六種の内にあつては、

福建通志 譚友夏合集 西堂全集

増定廣輿記 三才發祕 堅瓠集

西湖志

以上七種

右の内職方外記は、寛政七年以後再び禁書となり、堅瓠集は、文化二年以後暫く禁止處分に會つたが、天保八年舶載の時は、「邪法之噂而已ニ而、教化之文無之」(三)に付商賣を許された。好書故事七卷四所引の長崎書物改舊記に據ると、天間略は寛永十六年、泰西水法は正徳二年渡米の時、各々許可された事は、既に述べた所であるが、五月雨抄上及誠齋甲辰雜記には名家詩觀も禁止を解かれた様に記して居る。其他前節に掲げた増補山海經廣註及び通鑑明記全載以下の書も、一旦輸入を停めら

れたとしても、恐らく其の殆ど全部は、此の時に許されたものと推察するに難くはない。

而し乍ら享保の解禁が、純教化の書以外は、全部解禁されたかといふのに、強ちさうとも限らなかつた様である。帝京景物略の如きは、假令其の中に、天主堂や利瑪竇の墳墓の記事があるにしても、元來が燕京地誌とも稱して差支へのないものであるに拘らず、解禁書目から漏らされ、寛政十一年渡米の時も差止められて居る。(四)これは利瑪竇の事を叙する文面が、多少彼の德行學術を讚美する様な調子で書かれて居たのが、當局の忌諱に觸れたのであらう。(五)又長崎書物改舊記好書故事卷七十四所引には「滌平儀記、表度説、此二種天主教勸法之文者無之由に御座候得共、商賣被仰付候儀、舊記ニ相見へ不申候」とあつて、此等は皆猶容易に脱却する事の出來ない、當路者の固陋な見解に禍されたものと考へられる。それ故に嚴密に云へば、未だ未

だ遺珠は存在するのであつたが、兎にも角にも享保以後に於ては、禁書目は著しく減少した。従來明白に禁書と指定されないで、唯日本側の思惑を顧慮した爲に、當然輸入を差控へられて居た様な書籍でも、此後は其の危懼の除かれたものが多い譯である。新しく禁書となつたものは、天保十一年渡米の天文至聖實錄年譜が、翌年處分されて居る位のもので、極めて少い。即ち幕府の態度は甚だ緩和され、脱線氣分が餘程薄らぐに至つたのである。

此處に注意しなければならぬのは、幕府の法制上の特質として、禁令を下す場合には、随分嚴重に、隅々迄も布達の手段を構じたけれども——貞享後の禁書の場合は事情を異にするが——後日其の禁を弛めた際には、決して公示の方法を採らなかつた。例へば刑期短縮の場合の如く、實行によつて之を示すのみで、形式的には何等の沙汰もし

なかつた。關係有司のみが其の通知を受ける丈で一般人は自然の成行によつて、忖度するに任せて居た。それが幕府の常套手段であつた。此の禁書の一部解禁に就ても、御多分に漏れない。明和版の禁書目録や、松雲堂の板額に、享保の解禁書をも併せて列記して居るのは、此れが爲に外ならぬそれであるから弛禁になつたとは云ふものゝ、今迄の情性で、其の解禁書の流布といふ點では、餘り大した事もなかつたであらう。唯幕府の禁書政策の緩和は、過去に於て公示された禁書に對してよりも、寧ろ將來の輸入書の上に、一層大なる影響があつたものと認むべきである。以前ならば輸入禁止となるべき性質の新渡の書籍が、此後は其の厄を免れて、我が讀書界なり、思想界なりを潤すに至つたものと考へられる。

享保の弛禁方針は、其の後の爲政者の爲に、何等の變改をも受けないで、徳川末期迄繼續した。

次に幕府は、此の輸入書政策を如何なる方法で實行したか、そしてそれが如何なる程度迄實行されたかに就いて論及しやう。

(一) 有徳院殿御實紀附錄卷十五

(二) 御制禁書籍譯書、好書故事卷七四

(三) 御制禁書籍譯書

(四) 長崎志續篇卷八

(五) 五月雨抄上

(六) 御制禁書籍譯書、長崎志續篇卷四卷八、瓊浦一覽稿

D 輸入漢書の査法

徳川時代に於ける、外國文物輸入の唯一の關門は、即ち長崎である。長崎に於ける輸入漢書の特別な取締檢閲制度は、貞享二年に始る。それ以前は博識の寺僧、及び土地の學才のある者が寄つて輸入書を改めて居た。而るに貞享二年靈有詮を長崎聖堂の主宰向井元成が摘發した事からして、是に始めて書物改役が譜代格となり、向井氏世襲

の職となつた。

長崎の向井氏は、元成の父元升から顯はれて居る。元升は儒醫であつたが、正保四年官許を得て此の地に聖堂を經營した。そして彼も學者として書物改に關係して居た。而るに萬治元年、彼は一家を率ゐて上洛したので、其の後の崎陽學政は、南部草壽あたりが、董督の任に當つて居たが、延寶年中草壽が、此の地を去つて、富山侯の儒官となるや、元升の三男元成が、父の由緒に基き、京師から招かれて、聖堂の主宰者となつたものゝやうに考へられる。そして延寶八年七月に書物改役に任せられたが、貞享の功績に依つて、譜代格として切米三十俵二人扶持、受用銀六貫三百六十目を給せられる様になり、唐船入津の際は、輸入漢書の檢閲に従事し、平常は聖堂を保管し、釋典を掌り、士民一般に漢學教授を行つて、其の業を子孫に傳へる事になつたのである。

増補訂正幕府時代の長崎一〇五頁には、元成は貞享二年の功に依り、始めて書物改役を命せられた様に記して居る。之は瓊浦通上の記事を受繼いだものかも知らないが今私は文化七年向井元伸書上書物改一件所收及び通航一覽卷百九十九に基き、書物改役任命はそれより先で、貞享二年には譜代格になつたものと思ふ。つまり彼の功績は、職務執行上の獲物であつたのである。

書物改役の下には、書物改手傳四人、書記役三人、加役書記兼勤一人が居つた。(四)又書物改には向井氏信牌掛一人と共に、臨濟宗の春徳寺の僧侶も之に關係して居るが、それはいはゞ副役で、崎陽群談第十にも「近來正徳は元成方斗ニ而不大形相改候」とある。

扱て唐船が書籍を持渡つた場合には、先書物目利が其の套數等を検査した上で、唐船の宿町より聖堂の倉庫に納める。聖堂の倉庫に納められると長崎會所目附吟味役の内一人、請込掛の者一人が

向井氏と立合の上で、封印を施し、愈々書籍檢閲を行ふ際には、聖堂から會所へ照會して、四五日の検査分量宛倉庫から出して受取り、書記役書物目利等が逸々検査して、全部檢閲を終了すると、其の次第を會所へ報告する。さうすると今度は書物目利に命じて、檢閱濟の書籍に對して直入をさせる。そして直組が成立すると、向井氏から其の分の書籍の名目、並に新に渡米の書籍は大意書を作つて、長崎奉行の手を経て江戸へ申告する。尤其の時禁に觸れたものがあれば、書物改役から告發して、長崎奉行が處分を行ふのは云ふ迄もない。幕府は申告書を見て、其の中に幕府の購入書、或は幕府有司の註文書があれば、其の旨を指摘して遣る。是に於て檢閱濟の書籍は、長崎會所に引渡され、幕府及び有司の註文書を除外して、殘部を商人に入札拂に附するといふ順序である。(六)後文化頃乙名の内にも、聖堂掛を設けて、藏出入の時に

は、懸り乙名も立合の上、合封印を施し、検査中も日々一人宛詰切る事になつた。^(七)又聖堂の倉庫が破損や普請などの場合には、其間丈長崎會所に書籍を保管し、書物改役等は會所へ出役して檢閲を行つた様である。^(八)

時には輸入漢書檢閲事務が、随分澁滞した事があるらしい。それは幕府の御用を伺ふ爲の輸入漢書目録、及び大意書をば、數艘分を一纏めにして提出した様な事がある爲である。例へば文化二年十二月提出の目録は、享和三年五月入津の船から文化二年六月入津の船迄、十一艘分、新渡書籍大意書も、享和三年五月より文化二年六月迄の十七艘分を、一所に書集めて提出した爲に、三年もかゝつたので、以後は春船夏船冬船入津の都度、至急に檢閲を行ひ、檢閲終了日より、日數十日以内に、伺目録並に大意書を提出する様にして、唐船入津一回毎に檢閲し、一年に三度宛伺書を差出す

様にせよといふ命令を下して居る。^(九) 崎陽群談 第十

にも「目録早ク差上不申候得は、御用有無之儀被仰下候間ニ、唐船之商賣仕廻歸帆之差支ニ罷成候夫故目録は早速指上候而よく候」とある様に、目録提出の遅延は四方に影響を及す事になる。第一に幕府の御用書を除外しなければ、商人に入札を行はせる事は出来ないのであるから、其の幕府への目録の提出が三年もかゝれば、唐商の迷惑はさらなり、一般讀書界の被る無形の損害に至つては誠に計り難い。往時唐本が貴重であつたのも偶然ではない。それ丈我國の文化の發達を阻害した譯であるが、これは必ずしも一概に、向井氏の曠職とのみも云ひ難い事情がある。

元來書物改の責任といふものは、非常に重い。白石の骨董雜談^{卷之}下にも

今も長崎にても、書物目利ミ名つくる彼の者、渡米の書物こまかく改て、許すは下に記して、其末に

御法度の耶蘇宗門等の義無之候、若違に於ては、日
本大小の神祇の御罰を可蒙まがいふ神文を書き、姓名
をしるすなり。

とある。書物改といふ事は耶蘇教思想の傳播
に對する防禦線なのであるから、幕府の重要な
政策の一は、書物改の當事者の雙肩に懸つて居た
と云つてもいゝ。従つて神文誓紙を認めるといふ
事は、誠にさもあるべき事で、其の責任の重大さ
といふものは並々では無かつた。其の上に普通の
輸入漢書に對しては、其の巻帙の缺陷に就ても、
一々責任を負はなければならなかつた。提出目錄
には、各書の落丁、脱卷、重複、磨滅等の有無、
刊寫の別等、凡て之を書き記して置く事になつて
居た。若し閑却して、それが偶々幕府の御用書、
有司の註文書となつて發見された時には、改方不
行届の廉で、向井氏はいつも進退伺を出さねばな
らなかつた。^(十)それ程書物改は、嚴重な、又面倒な

事務であつたから、舶載書籍の輻輳した時には、
手が廻り兼ねて、つい止むを得ず一船二船を遅ら
したといふ様な事も、必ずしも無かつたとは云は
れない。一體唐船輸入書籍は、一船輸入銀高原價
にして四貫目分宛の定であつた。輸入書籍の少い
時は、和人參等の代物輸入を以て、此の金額を満
たした。所が天保七年からは、一船十貫目分宛の
輸入を許した爲に、從來輸入書籍は、新古の別な
く、残らず聖堂に於て檢閲したのであるが、數
量増加の結果、爾今始めて輸入された書籍に對し
てのみ檢閲を行ひ、既に輸入された事のある書籍
に對しては、之が手續を省略する事に改めたのは
前の様子から見ても當然の事であらう。^(十一)

然らば禁書の輸入違犯者に對する處分は如何で
あつたかといふと、禁書たる事を全然知らないで
輸入した場合には、船主並に荷主自身には別に大
した咎は無いが、それが不注意に原因して居る

場合には、其の時の事情に依つて、船主荷主兩者に對して、又は荷主のみに、今後の渡航禁止を申付けた。^(十二)そして罪過の輕重に従ひ、一船の商賣を止め、積載貨物全部を積返さしめた。^(十三)例へば貞享二年寰有詮を輸入した時には、書籍は燒捨、積載貨物は積戻、荷主船頭三人は日本渡航禁止に處せられて居る。^(十四)唐通事會所日錄肆元祿八年三月の條には、帝京景物略の輸入された時の事情が、詳細に記されて居るが、それに因ると、事件落着迄は唐人達に蟄居を申付け、他船の唐人達との交通を禁じ、宿町に命じて、彼等から買物等を頼んで來ても取上げない様にせしめ、其の唐人等が支那寺への寄進物も、寺に於て當分使用する事を停めて居る。以て其の吟味振を覗ふに足るであらう。

輸入の禁書は、燒捨か、多くは塗沫處分に附し塗沫處分の物は、其の船歸帆の節之を積戻らしめ^(十五)御製書籍譯書には、名家詩觀と檀雪齋集と

を「其儘差返」とあるが、名家詩觀は通航一覽^{卷百九}

瓊浦一覽稿共に墨消とあり、檀雪齋集は通航一覽^{卷百九}

に墨消とあつて、幕府の禁書政策から見ても^{十三}

「其儘差返」といふ事は、何かの誤傳ではあるまい

かと思はれる。又西堂全集は、譯書に元祿九年初

渡の時、「引破差返」とあるが、燒捨塗沫以外、さ

うした處分は、或は折々あつたかも知れない。五

月雨抄上に「僅に尊名目にもあづかれば、塗沫も

し、教化にわたれば燒却しけり」とあるのは、大

體論であつて、實際は享保以前とても、必ずしも

此通りには行はれて居らないし、享保以後とても

燒捨と塗沫には、明白な標準が立てられて居らな

かつた様である。例へば貞享三年に輸入された福

建通志は、所謂噂に屬すべきもので、享保に解禁

された位であるが、輸入當時には燒捨とられて居

る。^(十六)又數々の耶蘇教書を含んで居る天學初函が、明和八年輸入された時には、教化の部分を墨消に

して持歸らしめて居るが、寛政七年に其の内の職方外記が渡來した際には、燒捨に附して居る様な鹽梅で、^(十八)其の時によつて處分が區々になつて居る。

又一部の書籍の内に解禁書と禁書と入り交つて渡來した場合、例へば前記明和八年渡來の天學初函の如き、其の中に禁書と解禁書とが混合して居る場合には、解禁書とても其の輸入を差止めて、^(十九)持返らしめたのである。

禁書輸入が故意に企てられた場合に關しては其の實例が明ではない。しかし享保十一年の序文ある和漢寄文には、次の様な法令が採録されて居る。

天主教詭謀之儀可爲様々、自然教をひろめ、害を可殘ため、ひそかに書籍並道具之類、隠し成事可有之左候はば本人にも科罪其法有之、其上船をも令滅却貨物沒收たるべし、少しも容捨有之間敷候、若少に

ても右様子を存、訴人に出におゐては、同惡同類たりといふとも、其輕重に依て褒美可申付候
果して此通り實施された事があるとするならば極めて峻酷な法度と云はなければならぬ。

幕府の耶蘇教漢書の輸入防遏に苦心せる事、斯くの如くである。而も表裏兩面は社會の常であるさしもの警戒網を潜つて、禁書が極く稀ではあるが、世間に漏れて居るから妙である。享保の頃に尾州家の家老津田某が、疇人十篇を偶然手に入れたが、何の書物か分らぬので、之を徂徠に問ふた。御蔭で徂徠は、之に依つて始めて耶蘇教の説を知り、一本を寫さしめて、それに享保十一年七月九日の日附で、跋を記した事がある。^(二十)又白石の骨董雜誌卷之下には、「職方外記は寫本で多く世間に傳はつて居るし、同文算指勾股義測量法義等の算術書を、珍藏する人のあるのを聞いて居るが、制禁を怖れて皆深く祕密にして居るさうだ」と云ふ様

な事を記して居る。骨董雜談の著作年代は明でないが、同書に徂徠の宅へ、崎人十篇を持つて來た者のある事を、徂徠の朋人から聞いたといふ話が載つて居るので、白石晩年の著述であらうが、此の記事は、享保五年の弛禁令とは没交渉と思はれるから、又以て裏面の消息を推察するに足るのであらう。其他太田錦城が梧窓漫筆拾遺に、西學凡を引用して居るのも、禁書の漏れて居る證據である。尤も高橋景保の識語のある同じ書物の寫本や、樂翁公舊藏の表度説等が、今日残つて居ても、此等は特殊の地位にあつた人丈に、聊か事情を異にする。

貞享正徳年間の如き、取締の嚴しかつた時代は別として、名目噂に止るものは、差構ひのなかつた時代には、書中に多少耶蘇教關係の文字のある場合、其の部分丈圈點を施して抹消するか、或は切取つて、落丁の様に、世間に流布を許した

ものである。^(二十一)寛文版などの五雜俎^四に、利瑪竇の

記事の缺けて居るのは、翻譯者が憚つたといふよりも、落丁本を基にして翻譯したのが爲と解する方がよからう。其の抹殺された箇所を、智積院運敵の寂照堂谷響續集^六に掲出して居るのは、抹殺されない唐本の、長崎關門を通過して居る事を示すものではあるまいか。書籍が單行本として輸入された場合には、檢閲者の眼を掠める事が困難であつても、廣百川學海に交友論が入込んで居たり、有津逮祕書に五雜俎が含まれて居たり、斯の様な浩瀚な叢書の中に、影を潜めて居ると、魚は巧に網を逃れて、交友論が解禁前に引用されたり、^(二十三)和本に脱文の所が、叢書本の五雜俎には、麗々と載つて居たりする様な矛盾が起るのである。^(二十四)

上
(一)長崎福田忠昭氏藏書物改一件所收文化七年正月向井元仲書

(二)通船一覽卷一九九には、延寶八年聖堂附になつたとしてあ

る。向井元仲の書上には、彼の長崎下りを單に延寶年中と
して居る。

(三)向井氏靈蘭先生碑銘并序(事實文編二十一)、瓊浦通上、先

哲叢談後篇卷之三、書物改一件所收文化七年正月向井元仲書

上、長崎圖書館藏長崎諸役人増減書附、長崎市役所藏訂正増補長

崎年表附録、日本教育史資料二十

(四)訂正 増補長崎年表附録

(五)長崎圖書館藏長崎雜誌寛、訂正増補長崎年表附録、五月雨抄上

(六)長崎市役所藏唐船持渡書籍大意(御調進藥種大意書所收)

(七)書物改一件所收文化五年八月申渡

(八)書物改一件所收文化五年八月申渡、唐船持渡書籍大意

(九)書物改一件所收文化三年七月申渡

(十)書物改一件所收文化三年十月同四年三月同九年十月各向井

元仲伺書、長崎福田忠昭氏藏崎陽群談第十一

(十一)唐船商賣荷物元拂等大意譯書付(長崎會所五册物二)

(十二)崎陽群談第十一

(十三)御制禁 書籍譯書、好書故事卷七四所引長崎舊記及長崎實

錄
(十四)長崎略史稿本第六所引長崎奉行川口源左衛門申渡御制禁御免

書籍譯書、長崎志六、但し譯書には船主御叱さあるが、今奉

行申渡に従ふ。

(十五)御制禁 書籍譯書、好書故事卷七四、通船一覽卷一九三、

崎陽群談第十一、瓊浦一覽稿

(十六)御制禁 書籍譯書、通航一覽卷一九三

(十七)好書故事卷七四所引長崎書物改舊記、長崎志續編卷八、

通航一覽卷一九九、瓊浦一覽稿

(十八)御制禁 書籍譯書

(十九)書物改一件所收文化三年正月向井元仲伺書、好書故事所

引長崎書物改舊記

(二十)一話一言卷十四、海錄卷一。但し海錄には七月七日と
なつて居る。

(二十一)兩書共大阪鹿川文一郎氏の所藏であるが、高橋景保の

識語には「文政癸未正月一閱并句解稿景保」とある。

(二十二)譚海卷之五、崎陽群談第十七

(二十三)水戸森嚴熟著寶永四年刊護法寶治論

(二十四)骨董雜談卷之下